Ｎｏ．２９

市町村名	担当部課名	ＴＥＬ	直通・内線	ＦＡＸ
愛西市	上下水道部　下水道課	0567-55-7124	直　　通	0567-26-1011
住　所	〒496-8555　愛西市稲場町米野308		担当者氏名	安田　貴志
ＵＲＬ	http://www.city.aisai.lg.jp/	E-mail	gesuido@city.aisai.lg.jp	

（１）〔　補助金額　〕　　（単位：円）

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	246,000	ー	11～20人槽	補助しない	ー
7人槽	285,000	ー	21～30人槽	補助しない	ー
10人槽	363,000	ー	31～50人槽	補助しない	ー
			51人槽以上	補助しない	ー

（２）〔　平成２９年度の補助計画基数　〕　　（単位：基）

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合　計
２４	１８	３					４５

前年度実績基数（４４基）

（３）〔　補助対象地域　〕

・次の区域を除く区域
①農業集落排水処理施設区域
②コミュニティ･プラント事業地区
③公共下水道事業計画区域

（４）〔　特定地域の有無　〕無

（５）〔　補助対象条件　〕

①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあっては、同指針に適合するもの
②変則浄化槽　みなし浄化槽（以下「前置浄化槽」という。）及び雑排水並びに前置浄化槽からの排水を併せて処理する装置を組み合わせたものであって前号浄化槽と同じ処理能力を有するもの

（６）〔　欠格要件　〕

①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
②建物又は土地を借りている者で、貸主の承諾が得られない者
③販売の目的で浄化槽等付住宅を建築する者

（７）〔　補助金交付申請書に添付する書類　〕

①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し及び浄化槽調書の写し
②設置図及び排水経路図
③設置場所の案内図
④浄化槽設置工事見積書の写し
⑤建物又は住宅等を借りている者は賃主の承諾書
⑥その他市長が必要と認める書類

（８）〔　実績報告書に添付する書類及び提出期限　〕

・提出期限：補助事業の完了後30日以内。最終期日は当該年2月末日とする。ただし、当該期日が休日の場合はその前日とする
①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
②浄化槽法定検査依頼書の写し
③浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
④施工の写真
⑤その他市長が必要と認めるもの

（９）〔　その他　〕

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯蓄槽など）に上限10万円の補助を行っている（供用開始3年以内事業費の2/3）